

日常生活用具の紙おむつ等の対象者を拡大しました

本市では、障害者(児)が使用する紙おむつ等の購入費用の一部を助成しています。

紙おむつ等については、令和7年4月から、支給要件を一部改正し、対象者を拡大いたしました。

1. 対象者要件(改正後) ※改正後は赤字表記

紙おむつ等購入費の支給を受けることができるのは、3歳以上であって、紙おむつ等の用具類を必要とし、次のいずれかの要件を備えた方です。

要件①: ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着することができない者又は二分脊椎による排尿機能障害若しくは排便機能障害のある者。

要件②: **18歳未満**に発症した疾病のうち、脳性麻痺等脳原性運動機能障害又は**18歳未満**には原因が明らかにならない神経原性の全身障害により、排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等使用意見書(第1号様式)により支給条件を満たす者。

2. 改正点

上記の要件②について、紙おむつ等が必要な状態となる原因疾病の発症時期の年齢制限を「乳幼児期(概ね5歳まで)」から「**18歳未満**」に引き上げました。

3. 紙おむつ等支給基準額

品目	基準額
紙おむつ等	14,000円(月額)

助成の詳細な条件やご不明な点等につきましては、下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

船橋市役所障害福祉課 日常生活用具担当

TEL:047-436-2309

FAX:047-433-5566

MAIL:shogai-sodan@city.funabashi.lg.jp